

○役員報酬規程（平成16年4月1日規程第4号）

改正後	現 行
<p>（本俸月額）</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 理事長 103万 <u>1</u> 千円</p> <p>（2） 理事 84万 <u>1</u> 千円</p> <p>（3） 監事 72万 <u>1</u> 千円</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては、100分の<u>62.5</u>、12月に支給する場合にあっては、100分の<u>77.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3～9 （略）</p>	<p>（本俸月額）</p> <p>第4条 常勤役員の本俸の月額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 理事長 103万 <u>4</u> 千円</p> <p>（2） 理事 84万 <u>3</u> 千円</p> <p>（3） 監事 72万 <u>3</u> 千円</p> <p>（期末手当）</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する常勤役員及び基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員に対して支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては、100分の<u>65</u>、12月に支給する場合にあっては、100分の<u>85</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p> <p>（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>（4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～9 （略）</p>

(勤勉手当)

第8条の2 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の77.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 (略)

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在勤する常勤役員及び基準日前1箇以内に退職し、又は死亡した常勤役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて、支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤役員の在職期間による割合(以下「期間率」という。)を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において常勤役員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 (略)

